

第 31 回広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成 20 年 10 月 16 日（木）9：30～12：15

場所：県庁北館 2 階 第 1 会議室

議事(1) 平成20年度の抽出事業について

議事(2) その他

議 事

(1) 平成20年度の抽出事業について

A 委員

一般国道 4 3 3 号加計豊平バイパスについて、今のペースで平成 26 年の事業完了が可能なのか。また、大朝の工業団地に中国木材(株)が平成 21 年進出予定とあるが、26 年に開通だと 5 年も経つ。必要であればもっと早期の事業実現が必要ではないか。

次に、一般国道 4 8 6 号市バイパスについて、1 8 4 号と 4 8 6 号の各国道の交差点 2 カ所が変則的であり、そこにおける交通渋滞がひどいということだが、渋滞長や通過時間等はどの程度なのか。

また、一般国道 4 8 8 号東山バイパスに係る地元市町長意見に、広島市長からの意見がないのはなぜか。

道路整備課長

まず、一般国道 4 3 3 号加計豊平バイパスについて。あと 2、3 年すると国道に関しては大規模な東広島道路や警固屋音戸バイパスの目途がつくので、それを受けて少なくとも現道 1.3 km 区間の重点投資を行いたいと考えている。

中国木材(株)の進出は 21 年予定だが、これらの搬送ルートとして特に現道ルートの拡幅を急ぎたい。

2 点目の市バイパスの渋滞の状況について。平成 20 年 4 月 14 日 18 時、尾道市御調支所での調査結果で、府中分かれ交差点で、1 8 4 号南から三次方面に向かって渋滞長が 300 m、三次方面から尾道に向かって渋滞長 500 m、4 8 6 号府中市か

ら交差点に向かって渋滞長が300m。また南側の久井分かれ交差点についても、184号三次行きが渋滞長360m、北側から尾道へ向かうのが200m、久井町から府中に向かう486号上が渋滞長260m、というデータになっている。

3点目の広島市長の意見だが、事業実施中区間の市町長の意見ということで考えており、広島市については、聞き取りはしているが市長への意見は求めている。

B 委員

一般国道433号加計豊平バイパスと一般国道488号東山バイパスだが、いずれも人口が5年間で1割くらい減っている状況にあっても、交通量は少ないながらも増えているとのことだが、この点をどのように分析されているか。

道路整備課長

交通量については、平成11年度センサスで平成42年を予測している。人口は減っているということであったが、この区間については過去11年から17年度センサスでも多少伸びる方向にあり、42年までは、加計豊平バイパスで1,300台、東山バイパスで1,000台と、数千台とか数万台という数字ではないが、予測の結果それくらいは走るであろうと考えている。分析についてはわかりかねる。

C 委員

走行経費の試算に関して、ガソリン代、ディーゼル代はいつ時点のもので計算されているのか。

道路整備課長

走行経費は、平成15年度に国土交通省で出されたマニュアルの原単位を使っており、最近のガソリン代などは反映していない。

C 委員

二級河川手城川及び一級河川芦田川水系加茂川に関して、この委員会で度々指摘されているが、便益の評価期間が長すぎるのではないか。補修費を今0.5%で算定しているが、100年近い工事の場合は、一般的には耐用年数でやるのかは別にして、

60年で大規模工事をする前提でそこに大きな投資が出てくる，それをまた現在価値に直して費用便益比を計算するのが一般的ではないかと思う。これはやはり切って計算するほうがいいと思うし，4%の社会的デフレーターで計算するにしても，おそらく30年，40年先はもう関係のない計算結果になると思う。従前からこの委員会で指摘されているので，マニュアルでそうなっているのかもしれないが，その辺は今後検討課題として改めて検討していただければと思う。

河川課長

確かに，治水経済調査マニュアルに則り，整備期間が長くても短くても，社会的割引率4%としている。それで本当にいいのかという議論はあるが，全国的にこれを使っているのです，今後，国とも相談しながらその辺を詰めていきたいと思う。

A委員

例えば，一級河川太田川水系見坂川と一級河川江の川水系国兼川は規模的には比較的類似して小さい。しかし，休止の一級河川太田川水系見坂川のほうが費用対効果2.7と大きいのに，費用対効果が小さい一級河川江の川水系国兼川のほうが継続されている。また二級河川手城川と一級河川芦田川水系加茂川も規模的に類似している。しかし，二級河川手城川の費用対効果2.6に対して一級河川芦田川水系加茂川は12.4だが，費用対効果が大きい一級河川芦田川水系加茂川のほうが休止されている。問題はこの休止の条件と再開の判断。お金があれば事業をするのはわかるが，必要性がないなら再開しなくていいのではないか，そのバランスをどのような形で検討されているのか，今日の段階では感触が十分わからなかった。

もう一つ，今回の案件とは違うが，用地交渉難航河川において事業の再開を図るには地権者との調整が必要だが，事業を休止しているということは地権者との調整は別の扱いになっているのか，休止しながらも地権者との交渉を続けているのかどうかについて説明を願いたい。

河川課長

まず2点目から。用地交渉の難航しているところは，当然，予算はつけていないが，用地交渉は絶えることなく，ポイント，ポイントで地権者の方ところに継続的に用地

交渉・説明に行つて御理解をいただくよう努力はしている。

1点目の休止河川の再開の考え方について。休止河川の一番大きなポイントは、厳しい財政状況が続いており、河川については、ピークの平成12年ごろに比べて、約30%落ちているのが現状である。今新たな具体化方策ということで、21年度までは厳しい、さらに22年度からも県の財政状況は厳しいのではないかと出ている中、我々としては選択と集中ということで、ある程度ネック個所が解消されている個所については、地元の市町の方々等の御理解を得て休止している。

再開については、引き続き各市町の首長の方々の強い要望があるので、財政状況等を見て再開していきたいと考えている。

今、選択と集中をしており、再評価の事業個所になってはいないが、沿岸部の高潮事業にかなりの事業費を費やしている。それらが26年ごろに一つの完成のピークを迎えるので、その辺が再開に向けた一つの目途かと考えている。ただ、それも財政状況がどうなるかということがあり、その辺を見ながら再開していきたいと思っている。

A 委員

言われることは十分理解できるが、財政状況と県民の安全性確保ということは別かもしれない。本当に危険であれば河川に関する財政規模の拡大が必要かもしれない。そういう検討も含めて県全体で対応しなければならないのではないかと考える。部局ごとの財政枠を固定的に考えることも含めて、本当の安全性はどの程度なのか、その辺りが気になるところだ。ちょっと踏み込んだ意見ではあるが。

技監

先程、費用対効果と事業の休止の関係について、便益の方で、最近の河川の流れとして、いわゆる田圃を守る、耕地を守るというのも昔から同じようにやっていたが、最近では、まず家屋あるいは人が住んでいる所を先にやったらどうかという流れがある。

それから休止個所とやめる所とを見たときに、やはり事業完成が近いところを引き続きやって早く終わって次に行くという要素も入っている。

再開について、事業をまたがった検討が必要でないかとの御指摘は、確かにおっしゃるとおりである。ただ、道路の安全と河川の安全を同じ一つの基準、皆さんが絶対的に納得する基準を作るのは非常に難しいと思っており、道路一つとっても、改良と

維持工事の配分も悩んでいるところであり，どこまでを維持にまわして改良に持っていくかというのも非常に難しい面がある。ただ，固定化はしていない。その都度考えながらやっているが，なかなか絶対的に数字的に客観的に示せる基準ができていないのは確かで，そこは引き続き検討したいと思う。

委員長

「治水安全度」という言葉を使っているが，これはあまり定量化されていないように思う。ここで言うべきかどうか分からないが，定量化の努力は必要だろうと思う。

D委員

事業を選択するのに，春日池の工事よりも揚水機のほうが住民にとっては浸水被害を防げる面もあるかと思う。そうした事業の選択の基準はどの辺りにあるのか。

河川課長

手城川は地形的に低いところを流れており，川そのものも拡幅が非常に難しい。改修するなかで早期の効果を発現するにはどういう手法がいいのか，いろいろ考える中で，当然，ポンプの増設が1番に来る。しかし，ポンプを増設しても流れる川が狭ければ意味がない中で，なかなか河道拡幅が難しい。それで整備手法としては，今の春日池，あと農業用ため池が4つほどあり，そこに水を貯めて川に流す水を少なくするのが効果を発現するのではないかということで，春日池の浚渫をやっている。

ちなみに7月5日の雨を，春日池ができたときには今のような浸水は免れるという，シミュレーションをしてみた。完全に浸水がなくなるわけではないが，春日池が24年にできると，この間のデータ豪雨でいくと，浸かっていたところの10%~30%くらい浸水被害が収まるというものである。そういうことで我々としては，早いうちにまず春日池を，それで地元の安心・安全を確保したいと考えている。

委員長

年の維持管理費を今パーセンテージで出してあるが，これは現にある河川の維持管理の実績と大体合うのか。河川の維持管理に毎年どのくらいかかっているのか知らないで，この機会に聞いておきたいのだが。

河川課長

県全体の管理河川が2,700kmあり、全部ではないが、護岸の修繕や浚渫、護岸の補修、ダムも合わせて16億円強を使っている。

委員長

それは総事業費、先ほどの総建設費の何%というのにかなり近いものか。

河川課長

そこまではちょっと…。まさしくマニュアルで算出しているので、その検証は…。ただ維持費も必要な額である。財政サイドに対しても維持について頑張っているが、こちらにも縮減傾向にある。

委員長

その辺りに関する説明、リスクに対してとても不安があると一方で言いながら、維持費は縮減するという考え方というか、何十年に1回だから維持費は少し節減してもという考えかもしれないが、一方でリスクを避けるためには維持しないと、という考えもある。その辺りについて日ごろ少し疑問に思っている。道路、橋梁などについてだが。

E 委員

野間川ダムについて、事業完了予定が24年度になっているが、進捗率は30.8%という辺りの整合性、それから用地買収はすでに完了とのことだが、表記されているのは61.5%ということで、その辺はどのように考えたらいいか教えていただきたい。

ダム室長

1点目について、全体事業費に占めるダム本体工事の割合は大変大きいものである。ダム本体工事を来年度発注すると、来年度末工事着工になると思うが、22年、23年が事業費のピークになる。今までは付け替え道路の工事をしていたので、事業費の

ウエイトは違ってくる。

2点目。用地については、額というのは一括調印して一括で地権者へお金を払うという手法をとっている。その予算の確保が難しいので、一旦、用国の制度を使って土地開発公社の資金を活用した立て替え払いをしている。このダムでは4年計画でそれを返済していくので、各年で買い取り額が事業費に計上される。そのため、今の19年度末の時点ではまだ20年21年と2カ年残しているの、このパーセンテージになっている。

E 委員

次に、この事業は国の補助事業ではないのか。負担割合が広島県と三原になっているが、国の負担はなかったのか。

ダム室長

事業概要のところの負担割合、これは多目的ダムということで、河川管理者が行う部分と水道が行う部分、事業主体が二つあるという意味で、水道の事業者が負担する部分が3.5%ということである。国の補助については、県分の96.5%の事業費に対して国の補助1/2が出ている。

E 委員

では、そのように表記をしていただいた方がいいと思う。よろしく願います。

B 委員

8-6ページの図を見ると、赤の地域が水道用水を供給する地域であるとのことだが、かなり広範囲に及んでいる。これを配水する設備はかなりの費用かと思うが、これを三原市が分担する3.5%でやると理解すればいいのか。

ダム室長

この3.5%は水源のための費用である。管網を整備する費用は別のところにあり、この中には入っていない。

B 委員

配管を作って維持するのはかなり負担になると思うが、この辺は問題なく、この領域に全部水道配管ができるという理解でよろしいか。

ダム室長

この水道事業はあくまで事業主体が三原市である。三原市が計画的に整備をしていくと理解している。

A 委員

利水容量の内訳として不特定容量と水道用水とあり、この水道用水が水道事業にかかわる部分だと思うが、不特定容量の内訳は水利流量と維持流量に分かれている。量的には水道用水より大きい容量になっているが、この水利流量はどういう意味を持っているのか。どこに水利するのか。

ダム室長

これはダム地点から下流の御調川までの合流点の間の慣行水利権ということで、水田に水を取っている方がおられる。その方の取水を安定化するための流量である。

A 委員

ということは農業用水である。これには工業用水は入っていないということか。また、費用負担の問題はどのように考えているのか。

ダム室長

ここでは不特定という言い方をしているが、不特定多数の方ということである。河川には慣行水利権がある。それに対して上流のダムで一旦流量をコントロールするので、下流に水が流れなくなってしまうといけないので、保障することになっている。受益者の負担を取るかどうかについては、特定の農業用水の利水があったときは当然負担いただくが、多目的ダムでは下流の慣行水利権に対しては一切負担をいただいていない。

B 委員

貯水池の水面と水道用水を給水する地域との標高の関係はどうか。

ダム室長

久井町は丘陵的な地形である。ダムは久井町の東南の端の方に位置しており、標高で言うとダム湖のほうが多分低くなっていると思う。久井町はダムの貯水池から直接取水する計画で、それから浄水場へポンプアップする形になると思う。水道の配水は、浄水した水を高台に設けた配水池にポンプアップして、自然流下で配っていく格好になるのだと思う。

B 委員

水道事業が見る予算は、ポンプアップされた水を使うところからという理解でよろしいか。

ダム室長

水道事業者が負担するのは、ダムの中に水道用水の容量を確保する費用だと思っていただければ良い。そこから取水するなり送るなりの費用は、水道事業者の事業の中での整備である。ちなみに市からの資料では、その水道事業の費用が全体で42億5,000万円程度かかると聞いている。

B 委員

この地域の住民の現在の水利用の形態はどんな形なのか。

ダム室長

ほとんどの家庭が浅井戸で取水されている。

B 委員

水道の方が確かにいい水が常時使えるので便利だが、変わることによる便利さと必要な費用と、この辺のことは十分考えるべきだと思うが、作る方がいいというのが市の意見だと考えて良いのか。

ダム室長

我々がどうこう言えるわけではないが、利水者として参画していただいているので、その辺は市のほうで十分検討されていると理解している。

C委員

芦田川流域下水道事業芦田川処理区について。進捗状況の長期化している理由で、「全体計画期間が長く、事業規模が大きい」と書いてあるが、都市のスプロール化とか周辺の町の合併とか、接続のための事業費負担の住民負担の問題とか、その辺を書かれたほうが一般の県民は理解しやすいと思う。

A委員

接続率、幹線の管渠を整備してもなかなか利用されないという点、言い換えれば利用されない公共施設を作っている。それであれば税金を使って公共施設を整備する必要はないのではないかと。その辺りをどう考えるのか。普及啓発に努めていると言われたが、おそらく意識改革だけではだめだろう、制度改革を含めて検討しなければ、せっかく提供した公共的な施設が利用されなくなり兼ねない。その辺の検討をお願いしたい。

また、もしそれが効率的ではないということなら、大々的なやり方があるのではないかと、合併浄化槽等、個別に対応するというような。総合施策を考える中でいかに費用が少なくトータルで効果が上がる対策にもっていくかが必要ではないかと。

今回は下水道の整備、その事業についての評価であるから、この範囲の中では少し問題があるのではないかと、トータルな下水道施策としての検討が県として必要ではないかと思った。つまり、せっかく作った施設を利用しないのであれば、そういう施設を提供することには問題があるのではないかと、その原因究明を、対応も含めて早急に行わなければならないのではないかと。

下水道室長

まず、個別処理と集合処理との境界、区分けだが、広島県汚水処理適正処理構想というものがあり、下水道だけでなく、合併浄化槽、集合処理の農村集落排水事業、漁集とかいうものがあり、それらの仕分けをきっちりやっけていこうとしている。これら

の見直しはそれぞれにやっつけていかなければならないということで、取り組みつつある。

次に、接続率が悪いことについて、確かに老人家庭などが増えてくると、「わしゃ、あと何年も生きとらんのに繋ぐ必要はない」というような方もいらっしゃる。去年の改正で、生活保護家庭については、市町村が補助していれば国も補助するという制度ができています。それだけでは不十分なので、お年寄りだけの家庭について補助する制度ができればと、これから積極的に要望活動をしていこうと考えているところである。いずれにしても、そういった計画の見直しを十分踏まえながら、今後事業を行っていききたい。

E 委員

前回、事業費のアップとダウンの説明を求めて、今回説明書をいただいた。しかし、例えば昭和49年から平成10年までの23年間で約540億円のアップ、平成10年から20年で839億円のダウンについて主な理由を書いているが、このレベルくらいでそのように事業費がアップ、ダウンするものだろうか、事業費の積み上げはどいうふうになっているのか、その辺が素人の目には全く見えてこないのだが。

下水道室長

昭和49年から平成10年にかけて、沼隈町の流域編入に伴う幹線管渠の整備と面整備の工事費の増が、この差額の500億円の半分くらいあり、残りが物価上昇分である。前回評価時から現在で下がった4,410億円と5,249億円の差は、浄化センターが45池から30池に下がった分で、2/3の数字になっている。それが主要な原因である。

人口の減と、もう一つは節水型の社会、それから社会的な原単位の減少である。原単位とは一人当たりの水の使用量もそうであるし、工場の出荷額に対する水の使用量もそうである。

A 委員

この水の使用は、生活用水だけなのか、例えば農業や工業、他の用水などの利用量が減るといった変動についてはどうか。

下水道室長

今資料が手元がないが、農業用水はない。生活排水、風呂や洗濯といったもの、それから工場の用水である。ただ、JFEスチールの冷却水といったものは入っていない。

A委員

JFEスチール等の企業が使用している流量は入っていないということか。

下水道室長

生活雑排水は入っている。冷却水が入っていないということである。

都市技術総括監

JFEスチールのような大きなところは自分のところでやるが、比較的小さいところもたくさんあって、そういうところが産業用として入っている。

委員長

人口が2万ほど増えて、流入水量は大幅に減っている、というのは水の使用量について、そのようなことが浸透しているということか。

下水道室長

当初の見込みは単純計算で大体一人あたり1日5000くらいだった。現在は多分2000いくかどうか。それで将来予測として2500前後で見ている。

委員長

1つの池の建設費は、大雑把にいうとどの程度かかるものなのか。

下水道室長

本当にざっとだが、10数億円である。

委員長

1つで、そんなにかかるものなのか。では15池減るとかなりの額になる。しかし、それでもまだ840億円までいかないが…。

次回までに、この840億円の内訳をもう少し詳しく説明する資料を作成していただきたい。

E委員

土地の残存価値については、国のガイドラインに基づいていることはわかるが、尾道糸崎港松浜地区、広島港出島地区廃棄物埋立護岸のいずれも、残存価格は国土交通省の公示価格のポイント、わずかしかないポイントのところを持ってきてやらざるを得ないという事情もわかる気はする。しかし、これは「類似の土地」ではない。あくまでも建物が建つ土地と建物がまったく建たない土地で、この度造成しているわけだから、その土地に比準させるという考えがなぜないのか。例えば比準させた場合には、国の補助事業だから、国に上げたときチェックを受けるというのがあるのか。

港湾企画整備課長

先ほど説明したように、基本的にはマニュアルに基づいた算定方法でということになっているので、そこは国と協議するうえで難しいところがある。

E委員

あくまでも国土交通省が出している地価公示のポイントを、そのまま持ってこざるを得ないのか。

港湾企画整備課長

現在、土地そのものがまだできていない。本来は、土地ができた状態で鑑定評価等を受けるといって評価すればいいのかもしれないが、まだそこまで至っていないので近隣する周辺の公示価格を採用することになっている。

港湾技術総括監

こういう仕事をしているとマニュアルどおりというのが一つの縛りである。とはい

いながら、今こういう意見をいただいたので、再評価の委員会で、このような質問があったことを国に話をし、改善が必要であれば、その協議もしていきたい。今日はこういうマニュアルどおりということで理解していただければと思う。

B 委員

尾道糸崎港松浜地区について、地元の要望がまちづくりという点で非常に大きい、従来の水産市場周囲というのは非常に状況が良くないと、現地調査の時にも意見があった。であれば、なぜ埋め立てて既にかなり造成できている場所を早く利用して街の環境を良くして、これほど良くなったからさらに残りの部分を仕上げてくれという話にならないのか。できた所を平成25年まであと5年も利用しないでいるという感覚、工事のやり方に関するこの辺が理解できないところである。

港湾企画整備課長

今回の事業については浮棧橋が設置されないと利用できないということがあり、早期に整備を図ろうということではあるが、我々としては、まず土地の造成を先にやっていきたいというところで投資をしている。現在それが終わったので、次に浮棧橋等の整備にかかっていきたいと考えている。

委員長

そうすると、今後の事業の見通しでシナリオのようなものがあれば分かり良い。浮棧橋は最終年度、最後の事業になるのか。

港湾企画整備課長

最後の事業になる。

B 委員

やはり早く利用できるように、住民が良くなったなど実感できるように、それを優先してやるべきではないかを感じる。

D 委員

再評価のチェックリストで26億1,800万円の部分については、工事に対する評価になると思う、継続するかどうか。ただ、説明の中にはいろいろとあった。高潮対策のために引っ越すとか、あるいは水産業の振興のために利用するなど。広島港出島地区廃棄物埋立護岸も一緒だが、土地というのは、できただけでは評価できないわけで、そこに移転することが重要だと思う。そうすると、できた後の土地の利用については土木建築の港湾の担当ではないという一つのジレンマがあるのかと思う。農林水産のことなのか商工のことかわからないが、その方々との一体感というのを説明いただければ、この事業評価というのも、割合、皆さんに認めていただけるのではないかなと思うのだが、いかがか。

港湾企画整備課長

土地の処分については、商工などもかかわるが、基本的には港湾のほうで、それも含めて事務的な取り扱いを行っている。それとやはり土地を造るにあたって、すぐに処分できる状況にはなく、そういった事務的な手続きを経て処分ということになる。その間、外郭の施設の整備を図っていこうという趣旨である。

D 委員

だから、土地はできたが…というのを我々が認めたというか、そのままでできなかったらどう考えたらいいか、というジレンマを感じる。

港湾技術総括監

御指摘のように、土地ができてそのままで放っておかれているのを地域の方が見られたら、何をしているんだ、という御批判は確かにあると思う。そのためにはできるだけ土地を早期に活用できるよう、基本的には私どもが責任を持ってやるが、県庁内で商工や農林とどういう連携ができるかはいろいろあるが、そういう働きかけをして、1日でも早く供用できるよう努力していきたいと考えている。

A 委員

今の件に関連して、写真10-5から10-8までを見ても人がほとんどいない。なぜこんな写真を撮るのか、利用されていない状況を訴えたいのか。10-5のトロ箱の数を見ても、これは市場ではない。倉庫だ。というのは、本当に利用されているのかということ。ここには3社しかなく、1社は協力的ではない、データの提供がない。本当にこの3社が移るのかどうか。どこまで確約されているのかという点が気になる。

そして、漁業については、ずっとこの委員会で問題になってきた。公と民間との境界をどこにとるか。税金をどこまで出していいのか。これで益するのは3社だけ。営利の組織のために税金をつぎ込むことについて、どこまで行政が責任をとるのか。ここで正当化される理由は「市場」ということである。先ほど言われたように市場であるから周りの環境が悪い、だから早急に対応しなければならない。それ以外に公益性が見られないわけである。例えば、できた後の浮棧橋を利用するのが3社や2社だけというふうに占有化されると、何をやっているのかわからない。

質問だが、例えば公益性を担保するには、どのような船も入れるようにしなければならない。また、どのような人も市場に来られる、占有化しない、こういうことがどこまで保証されているのか。地元でどういう協議をしているのか。その辺がとても気になる。そして、本当に実現するのかどうか。現行、市場には3社しかなく、ほかの人も我々もすぐは入れなかった。占有化されている環境だと思う。同じような環境になるのだったら、特定の企業に対してそれだけの税金を投入していいのか、という話になると思う。協議の状況について、補足説明をお願いします。

港湾企画整備課長

当然、市場関係の3社においても早期の実現を望んでいるという要望書等も出ている。今の特定された利用ということについて、確かに市場という性格が一つの必要性になるが、背後の経済活動等に資するということが港湾事業は進めており、実際ここ以外にも特定の船が占有するというようなことはあるが、最終的には背後圏の県民等が、物流コスト削減等により潤っていくということを前提として港湾事業を進めているところである。それに合わせて、港湾サイドでは使用料金を取る制度でやっている

ので、利用が増えればそれだけ使用料が県へ還付されるという形で運営しているところである。

委員長

地元市長の意見で、住工混在を解消し、市民を挙げて事業の完成を待ち望んでいるとある。これだったら今のような意見が出ない可能性がある。これは市長の要望ですが「市民を挙げて待ち望んでいる」というのを、我々はこのとおりに理解していいのか、それで委員の考えはかなり違ってくると思うが、その辺りはいかがか。

港湾企画整備課長

行政としてはそういった状況である。ただ、これは市場の人の意向で左右されるところがあるので、その辺りは引き続き話をしていきたいと思う。

港湾技術総括監

今、再評価にかかっているのはこの部分のパーツにすぎない。市長が言われるのは全体の事業について、ということなので。

D委員

それなら、その分を特記すべき事項として、都市開発の一環であると、その中の港湾計画だということを明記されたほうが、我々もわかりやすい。

委員長

今後の事業の見通しなど、今述べられたようなことを資料としていただきたい。

(2) その他

委員長

今後の日程について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局

次回の委員会は，11月12日とする。

委員長

それでは，これで本日の広島県事業評価監視委員会を閉会する。